

女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みについて

法律案の概要

新たな法的枠組みの構築によって、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせず、着実に前進させる。

具体的には、以下のような項目立てとすることを予定。

1. 総則
2. 基本方針（仮称）
 - 国の基本方針（仮称）
 - 地方公共団体（都道府県・市町村）の女性活躍推進計画（仮称）
3. 事業主行動計画（仮称）
 - 事業主による行動計画（目標設定、取組事項等）の策定・公表
4. 推進体制の整備
 - 女性活躍推進本部（仮称）の設置

3. のうち民間事業主に係る部分の記載事項等、具体的内容については、現在厚生労働省の労働政策審議会において審議中であり、その結果を踏まえて、今後、法案の内容を具体化していく予定。

今後のスケジュール

臨時国会に法律案を提出予定。